破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１３４号
岡山県津山市二宮611番地１　スペースビル303号
債務者　小原由美子
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで　岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第５５５号
沖縄県那覇市繁多川１丁目16番30―704号　県営繁多川高層住宅
債務者　吉元　幸子
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第５５６号
沖縄県那覇市銘苅１丁目18番73―610号　県営天久高層住宅
債務者　小橋川朝文
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第５６８号
沖縄県那覇市首里当蔵町２丁目16番地　当蔵市街地住宅702
債務者　荷川取ヒロ子
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第５７５号
沖縄県那覇市字天久866番地　タカダ天久マンションＡ―106
債務者　馬飼野雄二
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第８１号
宮城県石巻市広渕字柏木前65番地７、前住所宮城県石巻市広渕字町北104番地　雇用促進住宅２―208
債務者　小堺　　誠
1　決定年月日時　平成25年１月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第８２号
宮城県石巻市広渕字柏木前65番地７、前住所宮城県石巻市広渕字町162番地
債務者　小堺　ゆか
1　決定年月日時　平成25年１月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第８８号
宮城県石巻市開成１番23　仮設開成第１団地６－８、住民票上の住所宮城県石巻市鹿妻南２丁目10番３号
債務者　中嶋　　久
1　決定年月日時　平成25年１月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２５年（フ）第７号
沖縄県那覇市字大道169番地４　コーポはなしろＢ―302
債務者　岐奈みのり
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第６号
岩手県花巻市西宮野目第14地割８番地19　市営天下田アパートＧ104号、前住所岩手県花巻市高木第17地割７番地11　レジデンス三上202号
債務者　玉山佐喜江
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第６９４号
埼玉県春日部市藤塚1134番地３　エルディム藤ニュータウン３―104号、破産申立時の住所埼玉県春日部市一ノ割３丁目11番35号　セルアーモナスダ弐番館106号
債務者　奥苑　　忍（旧姓奥原）
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第７４６号
埼玉県春日部市谷原１丁目18番地１　ドルミ春日部210号、旧住所埼玉県春日部市中央２丁目24番地８　コスモ春日部中央404号
債務者　富山　　茂
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１５号
埼玉県春日部市南４丁目26番16号　グリーンヒルズ106号、住民票上の住所栃木県栃木市箱森町38番25号
債務者　谷原　忠治
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１５０号
新潟県魚沼市吉田1185番地４
債務者　橋本まゆみ
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第７６９号
熊本市中央区十禅寺１丁目６番19号　宮川ハイツ101
債務者　森綱　清美
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１７３４号
千葉県船橋市小室町904番地　Ａ－４棟408号、申立時の住所北海道石狩市花川南２条３丁目７番地　ハウスたいら弐番館301号
債務者　荒木みどり
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部